

[優秀賞]

# 常習傷害の一部訴因について 犯罪の証明がないとされた事例

飯田貴大 いいだ・たかひろ 千葉県弁護士会・71期

暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件

千葉地判令2・1・20 令和元年(わ)第1037号 LEX/DB25566856

## 事件の概要

依頼人のO氏は、2019(平成31)年3月から同年4月にかけて起こしたとされる、合計7件の暴行または傷害が暴力行為等処罰に関する法律違反(いわゆる常習傷害・常習暴行)として起訴された。本件は、その一部訴因につき犯罪の証明なし(実質的一部無罪)の判決を勝ち取った事案である。

O氏は、20代前半の男性で、前科はなく、高校卒業後、これまでとび職や溶接工などをしてきた。家族との折合いは悪く、裁判に当たっても協力を得られる状況ではなかった。筆者は、被疑者段階で国選弁護士として事件を受任した。O氏が接見で言うには、被害者はどれも面識のない人ばかりで、「この頃、仕事の人間関係でイライラしていて、女の子にナンパしたが無視されたのにキレてしまってやっちゃいました」とのことであった。当初の逮捕・勾留にかかる被疑事実は1件であったが、ほかにも何件かやったとのことであり、その後2回にわたって再逮捕・勾留された。

再逮捕後の接見の帰り際、これまで落ち込んで言葉少なになっていたO氏が勇気を出してこう言った。「あの、いいですか。ちょっとおかしいことがあるんです。電車の中で殴られたという女の子がいるらしいんですけど、そんなことはしていないんです。女の子がいい加減なことを言っているんじゃないかと思うんですけど……」。

嫌疑の内容はこうだ。2019年4月某日午前7時11分頃から、同日午前7時14分頃までの間に、JR内房線八幡宿駅から五井駅までを走行中の列車内に

おいて被害者L氏(当時18歳)に対し、その左頬部を手で叩く暴行(後に「殴る暴行」に訴因変更)を加えたというものである(以下「本件争点」という)。この事件について余罪取調べをO氏は受けているようであった。

## 弁護のポイント

### 1 フルパッケージの刑事弁護

筆者は、この事件の大変さをすぐに思い知らされることになった。O氏は、7件の暴行または傷害ということで、暴力行為等処罰に関する法律違反として起訴されている(常習一罪、包括一罪という本来的一罪の関係)。そのうち、6件の暴行または傷害についてO氏は犯行を認めている。他方で、本件争点については、一貫して犯行を否認しているのである。

本件は、認め事件と否認事件のハイブリッドであった。加えて、釈放された場合に、O氏をどうするのかという問題もあった。一つの事件で情状弁護もやるし、否認事件としての弁護活動もするという意味で、フルパッケージの刑事弁護となったわけである。

なお、O氏には、頼れる家族もなく、保釈金の用意も不可能であったことから、あらかじめO氏には長期戦を覚悟するように説明しており、ともに戦うという態勢を構築した。

### 2 情状事件としての弁護活動

(1) 依頼人のO氏も認めている6件の暴行・傷害事件の中で、最も重大なものは、面識のない人とすれ違いざまに口論になり、右頬部を拳骨で殴り、加療

約3カ月の右側下顎骨骨折の傷害を負わせたというものであった。

(2) 筆者は、早速被害弁償に乗り出そうとした。O氏には、10万円の預金があった。また、O氏が言うには最後の給料が十数万円入るから合計すれば20万円以上にはなると思うとのことであった。預金なので、筆者がキャッシュカードで引き出すほかない。

キャッシュカードを預かるに際しては慎重を期した。筆者としては、十二分に信頼関係が築けなければキャッシュカードを預かるなどは到底できないかと考えている。しかし、この頃には、再逮捕がなされ、接見回数を相当重ねており、信頼関係の構築はできていた。そこで、事件が終わってからキャッシュカードの暗証番号を変えることの誓約をもらってから、キャッシュカードを受領し、賠償金の原資を確保することにしたのである。

キャッシュカードを用いて預金残高を確認すると、確かに10万円強の預金はある。しかし、会社の給料というものの入金がない。後日わかったことだが、O氏逮捕の情報を聞きつけたO氏の父親がO氏の勤務先に要求して、父親が着服したということであった。

いずれにしても、10万円しか軍資金がない。ここで筆者が決断した。すべて3カ月の怪我を負った被害者V氏に支払おうということにしたのである。結果的にお金を支払えない被害者についてはO氏の意向もあり、謝罪文を作成することになった。

(3) 被害者V氏は、未成年であった。示談交渉は、その親権者である両親とする必要がある。実際に面会するまでに手紙のやり取りをし、電話でアポを取った。筆者は、V氏の両親の指定する場所に出向きますと伝えたが、結局、筆者の事務所で面会することになった。

V氏やV氏のご両親は、怒りに震えている。無理もない話である。加療約3カ月の右側下顎骨骨折である。治療で顎にボルトを埋め込んだ。実際にはもつと治療期間がかかるかもしれない。後遺症などの不安も捨てきれない。食事に際しては十分に咀嚼をすることができないのだと言う。V氏家族の不安な思いを一つひとつ受け止めた。

しかし、お支払いできるのが10万円だということである。V氏両親は一層怒り出した。筆者がV氏の代理人の立場であったならば、これほどの怪我でありな

がら、10万円というのはいくらもないと考える。しかし、それでも、10万円しか払えない事情を説明し、筆者としても、最も重い怪我を負ったV氏は是非受け取ってほしい旨を述べた。V氏の両親は当初躊躇していたが、筆者が誠心誠意受け取っていただきたいと言いつづけたところ、V氏およびV氏の両親が合意書を作成した上で、10万円を受領して下さった。

示談交渉の場で、基本的に筆者は刑事弁護人として、被害者に対して謝らない姿勢でいる。誤解がないように正確に述べると、「本来ならば、きちんとO本人が謝るのが筋ですが、捕まっているのでそれが叶いません。そこで、私が代わりに本人の言葉を伝えることになりました」というような言い回しを用いる。加害行為をしたのは、依頼人なのであって、弁護人ではないからである。そうとはいえ、流石にV氏の惨状を聞いたときにはどう話しかけようかと躊躇したが、結局、自己流を通すことができた。

(4) 情状面に関し、公判では、被告人質問において、具体的にどのように反省しているのか、被害者に対してどういう気持ちでいるのか、社会復帰した後のプランはどうかなどO氏の言葉で裁判所に伝えることができた。

その上で、最も重い傷害を負ったV氏に対して10万円の損害賠償を果たしていること、相当長期間の身体拘束の中で、結果的に反省を深めることができ、社会復帰後の計画(弁護人と協同して生活保護申請を行い、居住先を確保する)を具体的に立てることができたこと、一部無実の罪で起訴されていることを強調し、執行猶予付き判決を求めたのである。

### 3 否認事件としての弁護活動——ケースセオリーの確立

「Lさんは口から出任せ出放題です。はたしてそのような証言を信用できるでしょうか。いいえ、決して信用できません」。

筆者は、弁論の場で、自称被害者L氏の証言について、こう言つてのけた。L氏の虚偽証言を確信していたのである。

本件のケースセオリーは、「たしかにO氏は犯行現場となった電車に乗車しており、L氏と接触している。電車が八幡宿駅に着くと、L氏が友人のW氏とともに乗車してきた。O氏はL氏の存在を電車が五井駅

に着く直前に気がついた。O氏は、L氏がマスクをつけていたため、L氏のことをツイッターでフォローしている知り合いの女性であると勘違いした。そこで、O氏はL氏に気づいてもらおうと手を伸ばし、L氏が着用していたマスクに触れた。これに対して、L氏は不快な思いをし、O氏と口論になった。W氏は、スマートフォンを操作していたため、この現場を直接見ではおらず、口論になってから、異変に気がついたに過ぎない。L氏は降車後、自身の交際相手に電車内で不快な思いをしたあらましをラインで伝えた。L氏はその際、殴られたというように話を盛った。L氏の交際相手は、聞いた内容に激昂し、L氏にその場にいるように指示し、自身の伯母を連れて、L氏が降車した駅にやってきた。そのまま交番で被害届を出したL氏であったが、もはや引くに引けない状態となっていたので、嘘に嘘を重ねていくほかなかった。真実は殴られたわけではなく、人違いで声をかけられて男が伸ばしてきた手がマスクに触れたというのに、殴られたということで話が進んでしまった」と設定した。

#### 4 開示証拠の検討で感じた違和感

起訴後、検察官請求予定証拠は当然のこととして、本件争点に関して作成・保管されているであろう証拠資料に当たりをつけて徹底的に開示を求めた。司法研修所の「刑事弁護実務」巻末の「類型証拠開示請求のための参考資料」を参照して、本件争点に関して、ありそうな証拠の当たりをつけた。任意開示を数度にわたって請求したが、検察官は積極的に証拠開示をしなかった。

開示された証拠を検討すると疑問が次々に浮かんでくる。こういう証拠がある(こういう供述がある)のはどうしてなのか、逆にどうして殴られたのに被害者の被害部位の写真がないのか……。

警察官作成のL氏の供述調書によれば電車内で以下のような出来事があった。

電車がJRの五井駅のホームに差し掛かったあたりで、犯人が誰かと話しているのかと思うほどの音量で独り言をしゃべっていた。明らかにおかしい人だなと思いつつ気がしないので降りる準備をしていたところ、左頬にガツンという衝撃が走った。左の方を振り向くと先ほどの男がおり、すぐにこの男に左頬を殴られたとわかった。平手ではなくグーで殴られたと感じた。

私が男を見ると男は人違いだったと言ってきたので、「何で殴るんですか」と聞くと、「えっ、触れるって何?」「殴るって何?」などと言って逆ギレして詰め寄ってきた。急いで電車を降りて、怖かったので交際相手に連絡をしたところ、交際相手とその伯母が五井駅に来てくれて、一緒に五井駅前の交番に行き被害を申告した。

また、検察官作成のL氏の供述調書では、犯行の場面について「殴った場面は視界に入っていなかったもので、どちらの手で殴ったかはわかりません」との供述がなされている。

グーで殴られた事実も、「殴られたと感じた」ということであるし、検察官に対しては、その場面は視界に入っていなかったとの供述がなされている。

また、W氏の供述調書から、W氏自身は、O氏のL氏に対する暴行の場面を直接見ていないことがわかった。W氏は、乗車後、しばらくL氏と会話していたが、やがてスマートフォンを取り出し、ラインを始めた。すると、L氏の「痛っ」という声を聞いたので、L氏の方を見ると、知らない男が「人違いだった」というようなことを言ったというのである。男がL氏に暴力を振るった場面を見てはいないが、L氏が電車を降りてから送られてきたラインで殴られたということを知ったようである。

#### 5 個人的に現場検証

事件の日の2019年4月某日は平日木曜日であった。午前7時11分にJR内房線八幡宿駅から五井駅を走行中の電車内での出来事だということで、筆者は同じ曜日の同じ時間に乗車して、混雑状況などを直接確認した。その電車は通勤時間帯の電車であって、相当混雑することがわかった。JR内房線千葉駅発館山行き電車は、途中八幡宿駅に停車する頃には、大変な混雑で、満員状態であり、手すりやつり革につかまることさえ難しいような有様であった。筆者が感じたのは、このような電車内で人を叩くことはそもそも難しいのではないかということである。

検察官から開示された証拠の中には、本件争点の実況見分に関するものではなく、どういう位置関係や状況で犯行がなされたというのかについては、再現写真などしかなかった。その再現写真は警察署内の部屋で撮影されており、L氏、W氏およびO氏役の3人

しか登場しない。しかし、本物の現場は、通勤・通学客で溢れていたはずなのである。筆者は、平素取り扱う民事事件でも現場に赴くことが多いが、やはり現場で見て感じたことは大変重要であると改めて実感した。

## 6 公判手続について

(1) 本件争点について、ケースセオリーを早期に確立していたこともあり、弁護人としてのストーリーを一貫させることを常に意識していた。そこで、本件は裁判員裁判ではないのだが、任意の弁護人冒頭陳述(刑訴規則198条1項)をしたい旨、裁判所に要請し、これが認められた。前述のケースセオリーを物語式に裁判所に対して明らかにするということを実践したのである。任意的な冒頭陳述ではあったが、弁護人の事件の見立てを裁判所に説明する最初の機会であるから、やって良かったと思う。

(2) 検察官請求証拠に対しては、認め事件の部分については同意し(一部不同意にした書証はあった)、本件争点の部分については、当然、供述調書や被害届は不同意とし、列車の運行状況などについては同意した。

検察官は、L氏とW氏の証人尋問を請求し、採用された。

## 7 反対尋問でぶっ潰す

L氏の尋問が始まった。主尋問では、供述調書どおりの話をするかと思いきや、突然、驚くようなことを口に出した。左頬に男の手が伸びてくるのが見えて、お焼香のような感じの手の形であったというのである。いやいや、殴られた場面は、視界に入っていなかったのではなかったのか。

さらに、五井駅前交番で殴られて赤くなった頬の写真を警察官に撮られたというのである。もちろん、そのような写真は、そもそも証拠請求されていないし、開示証拠の中にもなかった。

ふと、傍聴席の方を目にすると、若い男が異常なほど真剣な態度で尋問の行く末を見守っている。これは、話に出ていた件の「交際相手」ではないかと直感した。L氏は、引くに引けない状況になっていた。

反対尋問が始まった。誘導尋問のオンパレード、そして、供述の変遷に対しては、3C作戦(コミット、

クレジット、コンフロント)である。すなわち、まず主尋問でのO氏の手の形がお焼香のような手だったという証言を固め、次に供述調書作成状況を固めた後で、でも取調べでは「殴られた場面は視界に入らなかった」って言ってますよね、絶句、こういう算段である。司法研修所での修習や弁護士会での研修で学んだとおりの立ち振舞いを実践することができた。

警察だけではなくて、検察庁での取調べもありましたね。このときの取調べでは……。今度はL氏は、言ったことを覚えていないと言い出した。

それから、筆者が不自然に感じていた列車の混雑状況について尋ねた。しかし、様子がおかしい。誘導に乗らないのである。内心、これはまずいと思った。まずいと思ったら、深追いせずに、すぐ撤退というのが定石である。しかし、そんなはずはないと思い直した。「同じ曜日の同じ電車の状況を自分の目でも見ている」のである。ここは退却せずにどんどん聞いておこうと思い、そのようにした。

L氏が乗車していたのは、ロングシートだけの車両であった。そして、L氏はドア付近に立って乗っていた。これは争いのない事実であり、その確認をとることは容易であった。

しかし、L氏は、電車内の混雑状態について、「すき間がありました」「ドア付近もロングシートの前(車両の奥の方)も変わらないくらいです」(筆者が実際に現場検証をした際には、ドア付近が特に混雑していたのである)、人と人とが接するくらい混んでなかったですかとの問いに「そこまでは混まなかったです」、この電車ですべて痴漢とか怖いなって思ったことないですかとの問いに、「ないです」と証言した。これらは、後に行われるW氏の尋問の答えと対照的な内容である。一方で、L氏は、この電車はところによってはつり革にもつかまれないほど混むこと、実際に事件のときにはL氏もW氏もつり革につかまっていなかったことを認めた。また、L氏は、L氏とO氏の立っていた距離が人1人分は隔っていたことも証言した。

L氏の尋問後、W氏の尋問がある。W氏は、L氏が殴られた場面を直接見ていないと証言するなど、尋問において、記憶どおりに話している印象を受けたので、急遽、電車の混雑状況について徹底的に聞くことにした。すると、W氏からは、電車内はぎゅうぎゅう詰めだった、人と人とが接するほどだった、痴漢と



か怖いなって思ったことがあるという証言を引き出すことに成功した。

結局、L氏の証言には不自然、不合理な箇所が多く残った。尋問後、筆者は、追打ち的にL氏の供述調書を328条書面として証拠調べ請求した。

## 8 弁論

証人尋問・被告人質問を経て、決して負けられない戦いであるという意気込みであったため、事前に弁論の練習を何度も行った。

裁判員裁判ではないが、徹頭徹尾、事実認定者に対するプレゼンをするという意識で臨んだ。筆者は、弁論では証言台の前に立つスタイルである。やはりプレゼンの立ち位置としては、横からよりも目の前がふざわしいと思う。研修ではペーパーレスを推奨されていたが、筆者はメモ程度の書類は持つこととし、語り口調で証拠の議論をすることに努めた。

L氏の証言がコロコロ変わっていること、それに対する合理的な説明がないこと、証言の内容が客観的なほかの証拠と整合しないこと、犯行状況が現場の状況との関係において不自然であること、O氏には犯行の動機がないこと、L氏は話を盛っているとしか考えられず、もはや誰の目にも合理的な疑いが残ることを述べた。

## 9 判決とその後

(1) 「被告人を懲役2年に処する。未決勾留日数中150日をその刑に算入する。この裁判が確定した日から4年間その刑の執行を猶予する」。

そして、本件争点については、「犯罪の証明がないと判断した」との判決を勝ち取った。

判決理由では、弁護人の主張がほぼ全面的に採用された。本件の直接証拠はL氏の証言のみであるとして、直接証拠型の判断枠組みを示した上、L氏の証言の変遷は不合理であり看過できないこと、客観的な証拠状況と整合しないことなどから、「左頬を殴られたという虚偽供述をした可能性、すなわち、話を盛った可能性は否定できず」と判示されたのである。筆者が弁論で言った「話を盛った」という台詞がそのまま判決に引用されていたのが印象的であった。

ちなみに、検察官論告で主張された、執行猶予付き判決になる場合に備えた「泣きの保護観察」につい

ては、弁護人が協同してO氏の生活保護申請などの面倒を見ることを理由として退けられた。

(2) 執行猶予付き判決であったので、O氏は、即日釈放となる。しかし、O氏には頼れる家族もなく、帰宅先がない状態である。

そこで、判決に先立って、筆者は、生活保護受給者向けの施設の運営者と面識があったことから、釈放された場合のO氏の受入れをお願いしていた。生活保護受給者向け施設の中には、居住環境等に問題のあるところもあるというニュースを耳にしていたので、事前に施設の視察も行い、筆者の目でO氏を入居させるに当たって問題のないことを確認した。

そして、判決後、筆者はO氏が釈放されるのを千葉刑務所に迎えに行き、そのまま生活保護受給者向けの施設に同行し、この契約手続を済ませてから、役所に同行し、生活保護申請を行った。審査を経て、O氏の生活保護が認められた。しばらくしてから、O氏は元気に生活し、今は就業支援を受けているという報告が届いた。

## 結語

筆者が今回の事件で最も不思議に感じているのは、なぜ本件争点まで含めて起訴したのかということである。ほかの6件の犯行は自白し、本件争点だけは一貫して犯行を否認していた。結局、検察官から開示された証拠を見ても、客観的な証拠は乏しいと言わざるをえず、有意な証拠は、自称被害者L氏の供述一本である。検察官がどう判断して起訴に至ったのかはわからない。しかし、もし心のどこかで「6件も暴力を振るっている奴だから、どうせこれもそうだろう」という考えがあったならば、それは大いに反省するべきだ。

筆者は、O氏の話に虚偽はないと確信し、更生のための反省を促し、一方でやってもいいことで絶対に罰せられてはならないという正義の実現を目指して全力投球した。今回の事件を筆者も胸に刻み、今後とも弁護士の立場から、個別具体的な事件対応の中で、自分の信念に従って社会正義の実現に奉仕したい。👤